

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2024000669
	履行場所	生活保護システム借上げ
	種 類	賃貸借
	概 要	厚生労働省・社会援護局が示している「生活保護システム標準仕様書」に準拠・適合した生活保護システムの賃貸借
相 手 方	名 称	北日本コンピューターサービス株式会社
	代 表 者	代表取締役 江畑 佳明
	所 在 地	秋田県 秋田市 南通築地15番32号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 生活保護システムは、国が期限とする令和7年度末までに標準化システムへ移行する必要がある。 当該業者を含め、生活保護システムを提供している各社（（株）日立システムズ、（株）富士通ジャパン、（株）アネックス）は新規契約での当該業務について対応不可との回答を得ている。 よって、当該業務が履行可能な現システムの構築業者である当該業者と随意契約としたい。	
工事等担当課名 [健康福祉部社会福祉課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2024000856 衆議院議員総選挙ポスター掲示板購入
	履行場所	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局
	種 類	物品
	概 要	衆議院議員総選挙に係るポスター掲示板を購入するもの (1) 材質 : 部材 再生紙・耐水性ボード3層張り【厚さ: 3.5mm】 (2) 大きさ: 縦910mm 横3,640mm (3) 数量 : 230枚に係るポスター掲示板を購入するもの
相 手 方	名 称	株式会社アテナ事務機
	代 表 者	代表取締役 板橋 英作
	所 在 地	宮城県 仙台市宮城野区 日の出町二丁目2-8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該ポスター掲示板は、選挙活動用ポスターのサイズに適合を要する特別なものであり、同製品を短期間で準備可能な業者は、選挙業務に精通し長年にわたり本市への同製品の購入実績がある上記業者のみであるため、上記業者と随意契約をするものである。	
工事等担当課名 [選挙管理委員会選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2024000894 南相馬市スポーツ施設照明設備借上げ
	履行場所	南相馬市テニスコート他2施設
	種 類	賃貸借
	概 要	対象施設の既存照明設備（水銀灯投光器）を省エネルギー・長寿命のLED照明器具へ更新するとともに、10年のリース期間を設定し、費用の平準化を図ることを目的とする。
相 手 方	名 称	七十七リース株式会社
	代 表 者	代表取締役 田畑 卓治
	所 在 地	宮城県 仙台市青葉区 本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 対象施設の照明設備のLED化にあたり、照明設備導入計画の策定、交換工事、保守・維持管理に関する総合的な提案を広く求め、民間事業者のノウハウを生かした質の高い提案による事業実施を実現するとともに、価格のみではなく優れた企画力や運営力を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定とした。 10月22日に南相馬市スポーツ施設照明設備賃貸借事業プロポーザル審査委員会を実施し、提案内容を審査した結果、当該事業者が最優秀提案事業者として選定されたため、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 健康福祉部スポーツ推進課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。